

## 業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）に関する基本方針

1. 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重できるように、コンプライアンス規程・倫理規程を制定するとともにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
  - (2) 内部通報規程を制定し、通報窓口を設置し、不正行為等の早期発見に努めるとともに通報者の保護を徹底する。
  - (3) 監査等委員会が取締役等の職務の執行状態を監査監督する。
  - (4) 内部監査室において内部監査計画に基づき業務監査を実施し、重大な指摘事項で改善を要すると認められる事項が発見された場合は、代表取締役の承認を得て改善を勧告し、フォローアップ監査を行う。
2. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 各部門の職務分掌の明確化と各部門間の適切な連携が組織運営の効率化に重要な役割を果たすとの原点に立ち返るとともに、職務の執行が効率的に行われることを目指して、取締役等の役割と責任を重視した組織運営に取り組む。
  - (2) 取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員制度を導入し、取締役会の重要な意思決定及び監督機能と執行役員の職務執行をそれぞれ明確にするとともに、適時開催の経営会議において情報共有・意見交換を促進し、効率的な職務の執行に努める。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクマネジメント委員会を設置し、取締役会はリスクマネジメントに関する基本方針を決定し、適時必要な指示をする。
  - (2) リスクマネジメント委員長は当社社長とする。
  - (3) リスクマネジメント委員会は毎期、リスクの抽出・評価・対策の原案を策定し、担当部署に対して必要な指示を出す。また、担当部署による遂行状況及び成果を管理・評価し、これらを取締役に報告する。
4. 取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役等の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
  - (2) 上記(1)の情報は、取締役等及び監査等委員から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状況を維持する。

5. 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - (1) 当社取締役会は、子会社の業務の遂行状況について定期的に報告を受け、課題や問題点について確認・審議し、必要に応じて子会社に指示を出す。
  - (2) 子会社管理規程に基づき、当社との一体性を重視し、当社と同一基準の統制を維持し、かつ合理的な連携強化に取り組む。
  
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとする。
  - (2) 監査等委員会から当該使用人に関する指示命令を受けたときは、これに関して取締役等及び他の使用人の指示命令は受けないものとする。
  
7. 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見した場合には、監査等委員会に報告する。
  - (2) 前項に従い監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部通報規程に定める。
  - (3) 監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を取締役等及び使用人に求めることができる。
  
8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 監査等委員は、経営方針決定の経過及び業務執行の状況を知るために、取締役会に加え経営会議等の重要な会議に出席することができる。
  - (2) 各会議議事録・主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等及び使用人に説明を求めることができる。
  - (3) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との情報交換に努め、監査の実効性を確保する。
  - (4) 監査等委員の職務執行について生じる費用に関して請求をしたときは、特に不合理でない限り速やかに支払う。

注：本基本方針において、「取締役等」とは、取締役及び執行役員のことをいう。